

○「久留米市立宮ノ陣小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等に当たっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

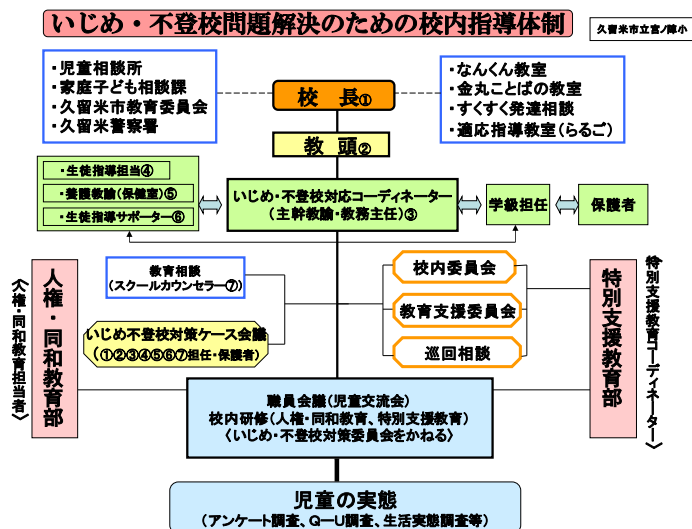
(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「宮ノ陣小学校いじめ防止基本方針」を定める。

イ「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、人間関係力向上部 養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーで構成する「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、月に1回定期的に開催する。



ウ 学校の取組状況の評価と検証

「いじめ・不登校対策委員会」において、学校基本方針に基づきいじめ問題への取組状況の評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携強化に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「いじめ・不登校対策委員会」において行う。

3 いじめの防止のための具体的取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組の推進

- ① 1年生から6年生までの異年齢集団で活動する場を設けることによって学年を超えた友達と交流する喜びを味わわせ、連帯感をもたせる。
- ② 国立教育政策研究所から出された「特別活動リーフレット」をもとに、系統性をもった学級話し合い活動を推進し、違いや多様性を乗り越えて折り合いを付けようとする言語能力の育成を図る。
- ③ 人権同和教育の推進計画に基づいて、人権を大切に作る心の育成を図る。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

- ① 「わたしたちの道徳」を年間指導計画に位置付け活用し、道徳の時間の指導の充実に努める。
- ② 本校の道徳教育の重点をもとに、各学年の指導の重点を明確にし、各項目の中から学年で、重点的に取り上げる価値内容を設定し、他の主題より配当時間を多くして指導の徹底を図る。

ウ 基本的な生活習慣や規範意識の育成

エ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

オ 児童の自治活動の推進

カ 児童の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

(2) いじめの早期発見

- ア いじめ問題に対する学校の取組の充実に求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を徹底を図る。
- イ 「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回）及び「いじめに特化したアンケート簡易版」（月1回）を実施する。また、10月の市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

ウ 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に1回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

エ 早期発見のための視点をもって指導にあたる。

- 日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか。
 - ・ 日頃と違う表情をしていないか。
 - ・ 理由がはっきりしない遅刻や欠席がないか。
 - ・ 落ち着きがない、おどおどしているなどの様子がないか。
- 他の児童と比べて違った行動や表情がないか。
 - ・ グループを作る時に、いつも最後まで残っている児童はいないか。
 - ・ 友達からの挨拶や言葉掛けが少ない児童はいないか。
 - ・ 休み時間に、一人で過ごすことが多い児童はいないか。
- 特定の児童への対応の差異はないか。
 - ・ 一緒に遊んでいる友達に、異常な程の気遣いをしていないか。
 - ・ 特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。
 - ・ 当番活動において、仕事内容に偏りがいないか。
- 学級の雰囲気はどうか。
 - ・ 学級全体に無力感が漂っていないか。
 - ・ 一部のボスのな児童を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。

(3) いじめの早期対応

ア いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。いじめが解消した場合でも、その後三ヶ月は注視する。

ウ いじめの事実が確認された場合において、学校が必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求め

たりするなどの措置をとる。

ウ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

(5) 教員研修の充実

ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ 夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的実施する。

エ 授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ 教師と児童及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

ア 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。

4 重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担

を考慮しながら調査を実施するものとする。

(5) いじめた児童に対して、久留米市教育委員会の指導のもと、学校長が出席停止を命じる場合がある。

(6) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

(7) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

<重大事態対応フロー図>

いじめの疑いに関する情報の提供

- 「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を全職員で共有

重大事態と判断された場合

久留米市教育委員会に重大事態発生を報告

- ア) 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企画した場合等)
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手)

久留米市教育委員会が、調査の主体を判断

学校を調査の主体をした場合 教育委員会の指導のもと、以下の対応にあたる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の中立性を確保する。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

① 毎月のアンケートの再分析。

② アンケートや聞き取り調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。

※ 調査の前に、得られた情報は、いじめられた児童及びその保護者に提供する可能性があることを調査対象の児童や保護者に説明する。

③ 因果関係の分析 ※因果関係の特定より、事実関係を速やかに調査する。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 適時、適切な方法で経過報告する。個人情報保護に十分配慮するが、それを楯に説明を怠ることがないようにする。

● 調査結果を久留米市教育委員会に報告する

● 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる

久留米市教育委員会が調査の主体となる場合

● 久留米市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力する

